

# 林業労働力対策について

～ 林業労働力の確保・育成・定着に向けて～

資料5

信州の木振興課

【方向性】

【課題】

【対策】

労働生産性の向上  
技術習得  
就業条件の整備  
新規就業者の確保

|              |                                  |   |
|--------------|----------------------------------|---|
| (新規参入<br>確保) | 林業労働力確保支援センタ - 事業                | 求人求職情報の収集、新規参入者の相談など                    |
|              | 林業就業者リ - ダ - 養成事業<br>(新規参入者技能研修) | 対象:30人、5日間<br>就業希望者に対し、林業の基礎的研修を行い就業を支援 |
|              | 伐木造材講習                           | 労働安全衛生法に基づく特別教育                         |
|              | 緑の雇用担い手対策事業<br>(県予算なし・全森連委託事業)   | 新規雇用者に係る研修経費等の補助(1～3年)                  |
| (技術向上<br>育成) | 林業就業者リ - ダ - 養成事業<br>(GM養成研修)    | 対象:10人、68日間<br>事業体の中で中心的役割を担う技能作業士の養成   |
|              | 高性能林業機械オペレ - タ - 養成事業            | 対象:20人、14日間<br>高性能林業機械の操作・メンテナンス技術の研修   |
|              | 高度間伐技術者集団育成事業<br>(森林税)           | 各事業体の課題に合わせたスキルアップ研修への支援                |
|              | 新 作業路網整備技術者育成事業<br>(重点分野雇用創造事業)  | 作業路網整備を行う技術者の育成                         |
| (条件整備<br>定着) | 林業就労条件整備促進事業                     | 住宅手当、退職金掛金、人間ドック、蜂アレルギー - 対策への補助        |
|              | 林業労働災害防止対策事業                     | 伐木作業の安全訓練、振動障害予防、リスクアセスメントの定着に対する補助     |
|              | 就業促進資金の貸付                        | 就業研修資金・就業準備資金の貸付                        |

林業労働力の安定的確保  
林業労働災害の撲滅  
事業体の育成強化(経営基盤の強)

安定した生活基盤  
事業量の安定的確保

|       |                                  |                                   |
|-------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 事業体育成 | 地域で進める里山集約化事業<br>(森林税)           | 区、集落が一体となって、森林所有者からの施業同意を得る取組みに支援 |
|       | 新 集約化施業推進補助員育成事業<br>(重点分野雇用創造事業) | 集約化施業を担う事業体職員の補助者の育成              |
|       | 新 林業事業体経営体制整備モデル事業               | 小規模林業事業体の協同組合化や業務提携などの協業化への支援     |

公共事業(森林整備)、造林事業(施業委託)、国有林事業の安定的な継続

# 新 林業事業体経営体制整備モデル事業

信州の木振興課

## 1 趣旨

「信州の森林づくりアクションプラン」に示された、間伐計画量を着実に実行するためには、林業現場において、間伐を担う林業労働力の確保・育成・定着を早急に行う必要がある。

特に、確保対策として、林業事業体への就業を促進するには、経営の安定した足腰の強い事業体の育成が求められていることから、経営体質の強化を図るため小規模林業事業体の協同組合化や業務提携など協業化に対し支援する。

2 事業主体 長野県森林整備加速化・林業再生協議会

3 予算額(案) 1,000千円(基金繰入金)

## 4 事業内容

### 【1年目 平成22年度】

| 区分               | 内容   | 補助率   | 予算要求額 |       |
|------------------|--|-------|-------|-------|
|                  |  |       |       | 基金繰入金 |
| 経営体制整備<br>計画作成事業 | 経営体制整備(協業化)研究会議の設立・開催<br>先進事例調査研究<br>経営分析の実施<br>経営体制整備(協業化)計画の作成 | 10/10 | 1,000 | 1,000 |

### 【2年目 平成23年度】

|                |   |       |     |     |
|----------------|---|-------|-----|-----|
| 経営体制整備<br>実践事業 | 経営体制整備会議の開催(協業化の条件整備など)<br>事業協同組合の設立、業務提携協定の締結等 | 10/10 | 500 | 500 |
|----------------|---|-------|-----|-----|

## 5 事業実施地区数

地域で事業体の協同・業務提携に取り組む意欲のある事業体等(1地区)

## 6 事業期間

平成22年度から平成23年度(2年間)

## 7 事業効果

(1) 林業就業者の確保・育成・定着

(2) 森林整備量の増加

# 林業事業体経営体制整備モデル事業の概要

## 【現状】

### 【雇用情勢】

非正規労働者の雇止め  
10,157人（8月18日現在）  
全国第2位

有効求人倍率の低下  
0.39（H21年7月現在）  
全国第26位 全国は0.42

林業求職者数の増加  
共同就職説明会  
求人84人に497人が殺到

### 【林業事業体】

小規模事業体の乱立  
平均就業者数  
会社(法人)7.7人  
個人営業体3.0人

資本装備が未整備  
高性能林業機械の保有状況  
会社(法人)161社 35台  
個人営業体79営業体 7台

厳しい経営状況

### 【森林・林業】

森林整備量の増加  
信州の森林づくりアクションプラン  
H21...22,000ha  
H22...23,400ha  
H23以降...24,000ha

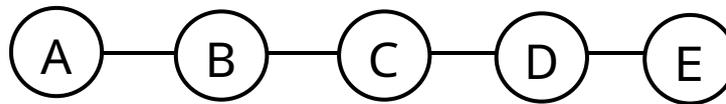
林業就業者不足が危惧  
林業就業者数は横ばい  
H19...2,643人  
H20...2,691人  
目標林業就業者数

## 【課題】

林業への求職者はいるが、雇用に結びつかない。  
事業量の安定的な確保困難なことから、受入れ側である林業事業体が、雇用に二の足を踏んでいる。  
給与制度（日給制が約6割）及び傷害保険など社会保障が未整備な事業体は敬遠される。

整備する森林はあるが事業に結びついていない。  
国有林、県など公的機関の発注する事業、規模の大きい事業体の下請けが主体であり、コストがかかる

協業化（事業協同組合・企業組合・合併・業務提携  
<小規模林業事業体>



経営規模拡大のメリット

人的配置（営業）による安定的な事業量の確保（集約化）

給与制度及び社会保障制度の拡充

資本装備の拡充

新規林業就業者の確保

森林整備の推進

### 【優良事例】

北信木材生産センター協同組合

平成5～6年度に補助事業を活用して、小規模林業事業体9者を構成員とする事業協同組合を設立

現在、高性能林業機械23台を保有し、県下で最も多い年間24,000m<sup>3</sup>の素材生産行う県内屈指的林業事業体に成長している。

### 【実施候補地の事例】

事例1 佐久地域

本年、佐久地域において、林業事業体等10数者等を構成員とする「高能率間伐材搬出システム開発グループ」が発足、このうち小規模林業事業体について、業務提携の方向性が検討されている。

事例2 松本地域

森林組合と連携して事業展開している複数の林業

# 重点分野（林業）雇用創造事業

信州の木振興課

## 1 目 的

「信州の森林づくりアクションプラン」の確実な推進を図るためには、施業地の集約化と路網の整備が重要な課題となっている。このため、「重点分野雇用創造事業（地域人材育成事業）」を活用し、これらを実践する人材を育成する。

（重点事業分野は、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の6分野に該当する事業が対象。）

## 2 予算額（案）

152,770千円（基金繰入金）

商工労働部の重点分野雇用創造事業（地域人材育成事業）に係るH22当初予算枠（4.4億円）活用

## 3 事業内容等

下記事業を、それぞれ10者（応募型プロポーザル方式により決定）に業務委託して実施し、新規雇用者に対してOff-JTやOJTを行い、森林整備、林業再生を推進する人材を育成する。

| 事業名         | 集約化施業推進補助員育成事業   | 作業路網整備技術者育成事業   |
|-------------|--|---|
| 事業概要        | 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく合理化計画の認定を受けている者（認定事業体）に、失業者等を新規雇用し、必要な知識・技術を習得するための研修を施す業務を委託               |   |
| 雇用期間        | 1年以内（平成22年4月～平成23年3月：更新不可）   |   |
| 人件費等要件      | 新規雇用の失業者等の人件費割合が1/2以上かつ人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を3/5以上とする。   |   |
| 雇用対象者（新規雇用） | 失業者等（林業経験の有無は不問）   | 失業者等（重機を扱う資格がある者）   |
| 育成目標        | 集約化施業を担う事業体職員の補助者  | 作業路網整備を行う技術者  |
| 委託業務内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT：集約化の実践（森林調査・測量、森林簿確認等）</li> <li>・Off-JT：基礎研修、測量調査技術研修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT：熟練技術者の指導による作業路網の整備等</li> <li>・Off-JT：基礎研修、先進事業体派遣研修等</li> </ul> |
| 雇用人数        | 20人（1事業体2人以内）  | 10人（1事業体1人）   |
| 予算額（案）      | 85,680千円（1事業体：8,568千円）   | 67,090千円（1事業体：6,709千円）  |

## 4 事業スケジュール

| 時 期    | 内 容                   |
|--------|-----------------------|
| 平成21年度 | 2月 下旬 県ホームページにより掲示    |
|        | 3月 4日 参加申込書提出         |
|        | 3月13日 事業計画書提出         |
|        | 3月17日 県審査 申込者に通知 求人募集 |
| 平成22年度 | 4月 月上旬 委託契約の締結 事業実施   |
|        | 3月 下旬 実績報告書の受領・検査     |

## 5 事業効果

既存の集約化実行職員の活動支援を行うことで集約化が進み、また、作業路網整備の技術を有する者の増加により路網整備が進むことで、森林整備の推進、地域林業の再生、林業事業体の経営の安定化を通じた雇用の促進などの効果が期待できる。